

奈良県青少年の健全育成に関する 条例のあらまし

～ 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正しました ～

平成25年10月1日施行

明日の奈良県を担う青少年が、国際化の進む現代社会の中で、人権尊重の精神と社会の一員としての役割を自覚し、さらに、創造性に富み、しかも個性豊かな人間として、心身ともに健やかにたくましく成長することは、県民すべての願いであります。



主な改正内容

- 規制に関する青少年の定義の見直し
- 青少年のインターネット利用環境の整備
- みだらな性行為及びわいせつな行為に対する規制の見直し



奈良県

奈良県青少年の健全育成に関する条例の概要

■県民・保護者の皆様へ

次代の奈良県を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは、社会の願いであり、責務でもあります。本県では、県民、保護者及び県等の責務を定め、相互に連携して青少年の健全育成に取り組むこととしています。この趣旨をご理解いただき、本条例が真に青少年の健全育成や非行防止、青少年を取り巻く社会環境の浄化のため、有効に機能するようそれぞれの立場からご協力、ご支援くださるようお願いいたします。

目的 【第1条】

- 青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、県の施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

基本的理念 【第2条】

- すべての青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するように配慮されなければならない。

県民の責務 【第4条】

- すべて県民は、青少年の健全な育成についての関心と理解を深め、それぞれの立場で青少年の健全な育成に努めなければなりません。



県の責務 【第5条】

- 県は、国及び市町村と連携し、かつ、県民の参加のもとに青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施します。

改正

青少年の定義 【第17条】

- 規制に関する青少年の定義は、**18歳未満の者**（婚姻により成年に達したものとみなされた者を除く。）です。



改正・追加

インターネットに係る自主規制等【第19条の2】

- インターネットに係る自主規制等の対象となる情報を「青少年インターネット環境整備法」に規定する**青少年有害情報に改正**
- 保護者は**、インターネット利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、適切に活用するために必要な教育を行い、**利用を適切に管理するよう努めなければなりません。**

プロバイダの自主規制措置の例

- ・フィルタリングサービスの提供
- ・自社のホームページや契約者に送付する請求書等でフィルタリングサービスを紹介 など

端末設備の販売者等の自主規制措置の例

- ・フィルタリングサービスの周知
- ・貸し付け等を行う場合、利用者の年齢確認やフィルタリングソフトを導入したパソコンを使用 など

情報提供者の自主規制措置の例

- ・年齢制限を課した会員制の導入
- ・18歳未満接続禁止に警告等を表示 など

保護者の自主規制措置の例

- ・自己の保護する青少年が有害情報を視聴しないように指導・配慮等を行う
- ・自己の保護する青少年に情報モラル教育をおこなうとともに、保護者自身についてもメディア対応能力の向上を図る など

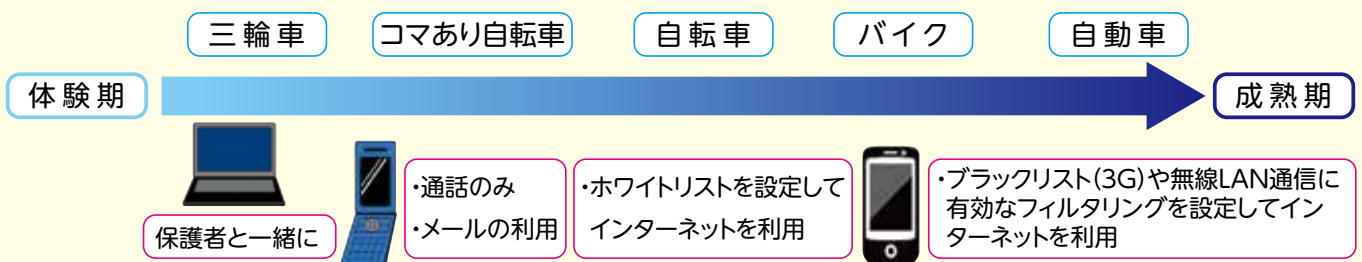
フィルタリングサービスとは！

- ・子どもに閲覧させるのが好ましくないインターネット上の有害サイトを一定の基準で判断し、閲覧を制限するサービスです。



■子どもの利用状況や情報モラルの習得度合いを見守りながら、適切にインターネットを利用させましょう！

(例) 乗り物に例えると（使用方法や交通マナーを学びながら段階を踏んでいくように！）



携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等 【第30条の2・第30条の3】

●使用者が青少年かどうかを携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が確認する義務

●携帯電話インターネット接続役務提供事業者等による保護者等への説明・書面交付義務

※説明事項

- ①青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること
- ②青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪被害を受けるおそれがあること
- ③その他知事が定める事項
 - ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供するフィルタリングサービスの内容
 - ・保護者がフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない認められる理由及び理由書の提出が必要であること

●フィルタリングサービス不使用の場合の保護者による書面提出義務

※利用しない理由

- ①青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで、業務に著しい支障が生じる場合
- ②青少年が心身に障がいをもつ又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで、日常生活に著しい支障が生じる場合
- ③保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットの利用の状況を適切に把握することなどにより、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにする場合



●携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する、規則で定める理由を記載した書面提出を条件とするフィルタリングサービス提供除外及び当該書面の保存義務

●携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が条例の義務規定に違反した場合の勧告

●勧告に従わない携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表

●勧告に必要な限度で、青少年の保護者への質問、資料提出

●携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の販売場所等への立入調査・質問

■図書類の販売、貸出を行う店主のみなさまへ

有害図書類の販売等の制限【第21条】

- 知事は、青少年の健全育成を図るため必要があると認められるときは、有害図書類として指定できます。
- 図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を青少年に販売したり、貸し付けたり、閲覧させたりしてはいけません。

罰則 違反した者は**30万円以下**の罰金



有害図書類とは

図書類（書籍、雑誌、写真、ビデオテープ、CD-ROM、DVD等）で、

- ①知事により青少年に有害であると指定されたもの（個別指定）
- ②一定の基準を超える内容及び分量の性表現を有するもの（包括指定）

①個別指定（知事による指定）

青少年の

性的感情を刺激
粗暴生や残虐性を助長
するような図書類

②包括指定

（包括指定の場合、基準値を超える図書類は、市場に出た時点で有害図書類とみなされます。
この場合、有害図書類に該当するかどうかは事業者のみ
なさまが判断しなければなりません。

書籍または雑誌で、卑わいな姿態等の**写真**を掲載したもの（**1枚でもあれば有害図書類になります。**）
卑わいな姿態等の**絵**を掲載する**ページが10以上または総ページ数の10分の1以上**であるもの
ビデオテープ、CD-ROM、DVD等で、
卑わいな姿態等の**場面が合計3分以上または10場面以上**あるもの

卑わいな姿態等とは

- 全裸、半裸または、これらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの（陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む）
 - ・陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態
 - ・自慰の姿態 ・排泄の姿態
 - ・愛撫の姿態 ・緊縛の姿態
- 性交または、これに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの（陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む）
 - ・男女の性交 ・強姦その他のりょう辱行為
 - ・同性間の性行為 ・変態性欲に基づく性行為



有害図書類

有害図書類の区分陳列等【第21条の2】

- 有害図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を陳列するときは、**他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければなりません。**

区分陳列の例



- 上記のように区分陳列をするとともに、有害図書類の陳列の場所に見えやすいように、青少年に販売したり、閲覧させたりすることが禁止されている旨の掲示をしなければなりません。

※掲示の一例

(よく見える大きさの文字を使用する)



成人コーナー

奈良県青少年の健全育成に関する条例により、18歳未満の方は、購入・閲覧することはできません。

■がん具刃物類の販売等を行う店主のみなさまへ

有害がん具刃物類の販売等の制限【第22条】

- 知事は、青少年の健全育成を図るため必要があると認められるときは、有害ながん具刃物類として指定できます。
- がん具刃物類の販売を業とする方は、有害がん具刃物類を青少年に販売したり、貸し付けたりしてはいけません。

罰則 違反した者は**30万円以下**の罰金



■中古物品等を取り扱う店主のみなさまへ

青少年からの買い受け等の制限【第31条】

- 中古物品を取り扱う営業を行う方は、中古物品（図書類、ゲームソフトなど）を青少年から買い受けたりしてはいけません。買い受ける場合は、青少年が保護者の同意を得ていることをきっちりと確認しなければなりません。

罰則 違反した者は**30万円以下**の罰金



■興行を行う店主、遊技場営業を行う店主のみなさまへ

●興行とは・・・映画、演芸など ●遊技場とは・・・ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェなど

深夜興行等への立入りの制限【第33条】

- 深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に青少年を興行場又は営業所へ立ち入らせてはいけません。

罰則 違反した者は**30万円以下**の罰金

- また、入り口など見やすい所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の表示をしなければなりません。

罰則 違反した者は**10万円以下**の罰金又は料料

※立入禁止の表示例

奈良県青少年の健全育成に関する条例により、
午後11時から翌日の午前4時までの間は、
18歳未満の方の入場をお断りいたします。



改正・追加

罰則【第42条】

- 何人も、青少年に対しみだらな性行為やわいせつな行為をしたりしてはいけません。（第34条第1項）

- 相手が青少年であることを知らなかったからといって免責されるものではありません。

罰則 違反した者は**2年以下**の懲役又は**100万円以下**の罰金



改正

立入調査【第37条】

- 携帯電話販売場所等を立入調査等の場所に追加

※立入調査場所

書店、コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケボックス、ボーリング場、インターネットカフェ、映画館、携帯電話販売店など



他にも、条例による規制があります。

- ・販売等の自主規制【第18条】
- ・自動販売機による販売等の自主規制【第19条】
- ・入れ墨を施す行為等の禁止【第35条】 など

詳しくは、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」をご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/7293.htm>

子どもをネット・ケータイの被害から守るのは大人(保護者)の責任!

各種フィルタリングサービスを利用しましょう!

子どもに利用させたくないサイト・アプリを制限するためには
フィルタリングサービスを利用することが効果的です!

■フィルタリングサービスとは・・・

子どもに閲覧させるのが好ましくないインターネット上の有害サイト・アプリを一定の基準で判断し、閲覧を制限するサービスです。

■フィルタリングの種類

- ・ホワイトリスト方式・・・子どもにとって安全と思われるサイト・アプリのみ閲覧可能。それ以外のサイト・アプリへのアクセスを制限。
- ・ブラックリスト方式・・・子どもにとって有害と思われるサイト・アプリ(出会い系、アダルトなど)へのアクセスを制限。それ以外のサイト・アプリは閲覧可能。
- ・アプリの利用制限・・・保護者がアプリの利用やインストール、無線LAN通信の利用を制限できます。

※上記のほかにも、フィルタリングサービスがありますので、詳しくは各携帯電話会社等にお問い合わせください!

保護者の見守りも重要なフィルタリングです!

親子で話し合って、一緒にルールを決めましょう!

ル ル ル 例

- ・フィルタリングを外さない
- ・人の悪口は書き込まない
- ・危険なサイトにはアクセスしない
- ・利用時間帯を決める
- ・個人情報やむやみに書き込まない
- ・ネット上で知り合った人に会わない
- ・架空請求や嫌がらせを受けたら大人(親や先生など)に必ず相談する



■奈良県青少年の健全育成に関する条例のお問い合わせ先

奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課 環境・企画係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8608 FAX 0742-27-9574

平成26年3月